

## 騒音事件の調停について

公害等調整委員会委員

つづき まさのり  
都築 政則

（元東京高等裁判所判事部総括）

本年7月1日で、委員となって3年となった。この間、騒音被害を訴える事件について、調停を成立させたものが8件ある。いずれも睡眠障害等の健康被害を訴えるものであり、当委員会による騒音測定を行い、専門委員意見書が作成されている。専門委員意見書で検討の対象とされた何らかの基準（環境基準や騒音規制法等の規制基準、後記の指針値や参照値等）を超えたとの評価がされ、裁定となった場合に一部でも認容となる可能性があることを前提に被申請人側に改善策を行わせたものが6件で、残り2件は、これらの基準を超えるとの判断がされなかったものである。

騒音規制法又は条例上の規制基準では、規制の対象となる特定施設等の場合、敷地境界における騒音レベルが問題となり、基準を超える場合には、改善勧告等の可能性があるから、被申請人側が改善策を講じることが必要となり、調停が成立する可能性が高くなる。特定施設等でない場合でも、規制基準値は参考として使われる。また、睡眠障害を訴えている場合は、中央環境審議会の平成10年の屋内騒音レベルの指針値（35 dB）を参考とし、又は、WHOのガイドライン値である等価騒音レベル（8時間で平均化した騒音レベル）30 dBを参考とし、申請人宅の寝室で超えるかどうかを問題とすることが多い。さらに、低周波音については、心身に係る苦情に関する参照値を超えるかどうかを問題とすることが多い。

しかし、これらの基準等を下回っている場合でも、直ちに裁定申請が棄却となることを前提とするのではなく、閾値を超えて「聴き取れるか」、それが「不快の原因となり得るか」を問題とすることもあり、体感調査も踏まえ、専門委員意見書で指摘していただいている。その場合も、被申請人側に何らかの対応を求めることとしている。

これらの場合に、申請人側が調停に応じるのは、申請している責任裁定や原因裁定では、せつかく認容する裁定を得たとしても、直接、騒音レベルを低減させる対策がとられることにはならないからであると思われる。裁定後、裁判手続によったとしても、被申請人の騒音源となっている行為を差し止めることは容易ではなく、調停に応じることは、騒音低減のための有効な選択である。

調停の具体的な内容は、専門委員意見書に具体的な改善策（防音壁の設置、音源の移動等）の提案がされたときは、それに沿って検討し、費用負担などについて合意する。専門委員意見書に具体的な提案がない場合でも、調整の過程で、専門委員に参考となる意見を聴くことがある。

他方、寝室の騒音レベルが非常に低く、健康に影響を及ぼすとは認め難い場合や、騒音源からの距離が遠く、騒音が到達しているとは言い難いような場合は、裁定申請が認容の可能性があるとはいえない。このような場合は、引き続き被申請人が各種基準を満たすこと、又は、満たすよう努力することを約束するという内容の調停となっている。裁定を行った場合には棄却となることが見込まれ、これを不服として裁判を行ったとしても、専門委員意見書より信用性の高い鑑定等が行われる可能性は低く、裁定の結論を覆せる見通しは乏しいことから、裁定を受けるより調停のほうがましとの判断によると思われる。

今後も、公調委としては、調停を基本的な解決方法として調整に努力するつもりである。県審査会で調停が不調となる場合に、地域に影響があって放置できない事案の場合には、裁定申請を促すなどして当委員会につないでいただければと思う。

今月号より、地方公共団体の職員の皆様に向けて、公害等調整委員会の委員によるリレーエッセイをスタートしました。第1回は都築政則委員（元東京高等裁判所判事部総括）によるエッセイになります。次回は、上家子委員（医師（元日本医師会総合政策研究機構主席研究員））によるエッセイを予定しております。